京城新聞

安言安評（六）　［筆者名 illegible］

▲米國レパブリガン黨の大統領の候補者たるタフト氏の政見なるものを見るにルーズベルト氏の所說と毫も異る所なし、海軍擴張に於ける意見が他國人の入國を拒否し他の容喙を許さざる爲と以て意表なり、如何に勞働者の人氣を得るの必要ある國柄と雖も堂々たる丈夫の宣言として如何あるべき乎

▲京城日報の東京通信に伊藤公の韓國統治に就て成功の早きことクローマー卿も遠く及ばず統監今後の去就は審にせざるも統監の爲に韓國至る所に善政碑を建つる位は韓人も自覺して可なり云々、諂諛も餘に至りて極點乎、超過乎、伊藤公の成功はクローマー卿も遠く及ばずとは何れの[illegible]言へるもの乎、伊藤公の爲せる事にして成功せるものは何ぞや、成功不成功は倘は未だ未定の事に屬せざる乎、過讃は却て當人の迷惑になる事ある也

▲最も面白きは善政碑の建立なり、韓國の田舍には到る所に善政碑建立せり、誅求苛斂蛇蝎視せられし郡守にても觀察使にても其地を去るときは必ず善政碑は建立せらるゝなり、統監の爲に至る所に善政碑を建つる位は韓人も自覺せよと忠告せざるも、夙に更等は自覺し居るなり、韓國は善政碑の本場なり、地方の韓人は官吏と善政碑は附帶物の如く直覺し居るなり、韓人何ぞ此特質を發揮せずして止まんや、若し地方の人民氣付かずとも漢城の兩班若しくは大官等督促して建立せしめむ、必ずしも心配するを要せざるなり

▲或る韓人之を評して幵は間違なり、伊藤統監は韓國の爲に長白山頭に埋骨の覺悟あり、將來長白山頭の墓碑と列で頌德表を建立するの意に非ざる乎と、僕曰く否とよこは伊藤公自身の言へることに非ずして、通信員の意見なり、之を以て伊藤公の心事は忖度すべからずと、韓人點頭して曰く、諒解したりよもや伊藤公は統監を辭する筈なし、長白山は公の葬所なりと、可憐なる韓人等は公の長白山埋骨の讒を聞き嚙りて今尚は信ずるものゝ如く云ふ、併し之も亦善政碑的辭令の一なる乎

▲民長官選問題に就て僕は統監府が穩當に撤回するの良策たるを信ずる也然るに却て御用紙をして徒に反感を挑發するが如き讒を掲げしむ、居留民たる者默して止むべけんや、溫厚なる實業家議員が會合して反對の決議をなす亦止むを得ざるに出るなり如何に官憲の權力とは云ひながら、突然發布して强行するが如きは暴と云はずして何ぞや、反抗の起るは當然なる乎五新聞社發起となり同志政談演說會を開て輿論を喚起せんとす、宜しく當局者の專橫を戒めざる可らず、何故當局者は好で平地に波瀾を起すが如きことをなす乎、僕は其意を解するに苦しむなり、民長官選の非なる理論は余が既に明白なり、御用紙の論據も何もなし、只現方の爲を計るに[illegible]

▲御用紙唱道の材料乏しきにや、民間經濟と民長なる題目の下に數字を並べて諄々と說く、其心事諒すべきものありと雖も、斯る辨護は何等の裨益なからん、可否の明なる問題、其身的辨護は効を減ぎゝるなり、民間經濟を云々するも、居留民は負擔に堪へずと云ふに非ず、苦し官憲に斯る親切あらば複雜なる機關を廢し其費を節し、民間に寄與せらるゝも妙ならずや（二十九日稿）

小說　新不如歸（六十七）　［著者名 illegible］著

「しかし、奈何見ても貴方が日本陸軍の參謀官とは見わないです、實に能く支那服が似合つて居ますよ、私は先刻呼ひ留められた時、突嗟の事でもあつたからですが奈何しても貴方と云ふ事が悟られなかつたです、斯う申すと何ですが若し此の旅順の軍事的祕密に就いて、何か取調べる必要があつて出張されたのなら、大抵の秘密なら私の手では容易に調べる事の能る便利があるから若し貴方の手で取調べ難い事があつたら、其時は及ばずながら御盡力致ませう。」

尾花は非常に喜んで、

「實は、此方に來るときから慇う云ふ身裝をして、所々方々を馳け廻つた結果漸く目的の三分ばかりは達したですが最も取調を必要とする主なる目的物はなか／＼容易な事で取調べる事は能ない樣子ですから、奈何したものだらうかと、夫れのみに當惑して居るのです、貴方に然う云ふ好い手蔓があるなら、何事も國家のためと思つて是非御盡力に預りたいものですが、如何でせう、一つ私を救けるつもりで御奔走は願へんでせうか。」

西脇もビールをグッと仰つて、

「そりや國家の爲となら、身に換て盡しませうが、一体其の取調べると云ふ目的物は何です。」

「其の目的物と云ふのは……。」

と、又も一段聲を潜めて、

「松樹山から二龍山、東鷄冠山、白銀山椅子山、赤坂山、二〇三高地、黑鳩公砲臺其他白玉山、案子山、黄金山、饅頭山、老鐵山などに在る要塞砲臺の最近の設備が探りたいのです、奈何でせう何とか方法がありませうか。」

西脇は暫時思案した後、

「貴方が實地踏査が爲たいと云ふのですかそれとも祕密な圖面でも可いのですか。」

「いや、實地踏査なんと云ふ事は、一つや二つの砲臺ならば又方法が無きにしもあらずですが、殆んど旅順要塞の全部を探らうと云ふのですから、到底望むべき事ぢやありません最近の圖面が手に入りやそれで滿足です。」

「實に私も[illegible]ばかりですから、手續は在るは有るですが。」

と云つて、又暫時思案に耽つた末、

「宜しい、左に右引受けて夫れ渡しする事に致しませうが、しかし一兩日と云ふ譯には行かないから、少くも一週日の後にお渡しする事に極て置きませう。」

「そりや、貴方の手で確に圖面が手に入ると決したら、一週日は恐か二週日でも三週日でも厭は無いです。」

「では、貴方の旅館を承いて置きませう。」

「私の旅館は參謀總長からの紹介で、舊市街の大通の中程に雜貨店を開いてる李芳成と云ふ支那人の家だが、極めて秘密にしてるから、誰が來ても容易に取次がないですから貴方の名を能く言ひ聞かせて、此人が訪ねて來たら取次いで下れと賴むで置く事に爲ますが、姓名を聞かしても別に差支は無いですか。」

「では、東中義作と變名して訪ね爲ませう、貴方の名は。」

「私は李眞遇と變名して居りますから其れ迄で……。」

「李眞遇ですね……承知致しました。」

やがて兩個は後日を約して別を告げた。



株式會社韓一銀行第四期營業報告（自隆熙二年一月一日至同六月三十日）

貸借對照表

負債之部

科目	金額
一資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
一諸積立金	三、五〇〇・〇〇
一未支拂配當金	二四二・五〇
一諸任金	三三一、〇五二・一六
内譯 定期任金	九六、五二一・一六
無期任金	一五八、二五三・二六
小額任金	二九、七一九・四一
任金手形	三〇〇・〇〇
通知任金	三三、五〇〇・〇〇
別段任金	一三、七三八・三三
一前半期繰越金	一、一六八・六二
一當半期純益金	一三、五九一・〇五
合計	八四九、五三四・三三

資產之部

科目	金額
一拂納未完資本金	三七五、〇〇〇・〇〇
一無期任出金	八〇、二七二・九〇
一貸付金	七二、七〇五・〇〇
一無期過振	五、五六九・一四
一割引手形	二五〇、七〇〇・〇〇
一家屋	八、一四六・九一
一什器	一、七二〇・二八
一金銀	五五、四二〇・一〇
合計	八四九、五三四・三三

損益計算

一金二萬二千二百五十八圓四十九錢　本期總益金
一金一千一百六十八圓六十二錢　前期繰越金
合計金二萬三千四百二十七圓十一錢
内
一金八千六百六十七圓四十四錢　本期總損金
計除
金一萬四千七百五十九圓六十七錢　本期純益金
此配當計算ハ左如シ
金一千五百圓　準備積立金
金五千圓　別途積立金
金四千五百三十五圓　株主配當金
即年一割ノ計算ニテ舊株ハ一株ニ對スル金六十二錢五厘ヲ新株ハ一株ニ對スル金三十八錢
金一千三百六十圓　任員賞與金
金二千三百六十四圓六十七錢　後期繰越金
右ノ如シ

株式會社韓一銀行
頭取 趙秉澤
專務取締役 白寅基
取締役 白周鉉
取締役 朴泓鎰
取締役 劉秉璇
支配人 金鎭玉
監査役 裵東爀
監査役 成文永
前記ノ各項ヲ調査シニ其正確ナルヲ保證ス
監査役ハ滿期改選ス 裵東爀（再選）金時鉉兩氏被選

第六十二期貸借對照表

資產

科目	金額
貸付金	三、三六〇、一一三・八四四
當座預金貸越	[illegible]
割引手形	[illegible]
荷爲替手形	[illegible]
預ケ金	[illegible]
[illegible]定	[illegible]
地金銀	[illegible]
有價證券	[illegible]
他店貸（五百八十五ヶ所）	五〇六、〇四七・三八〇
未拂込資本金	一、〇五〇、〇〇〇・〇〇〇
營業用地所建物	[illegible]
所有地所	[illegible]
抵當質物流込物件	[illegible]
金銀有高	九六九、三五〇・二八二
内譯 正貨	八七、三三五・四二二
兌換券及銀行券	八五二、〇七九・七〇〇
切手手形	二九、八二五・一六〇
合計	一〇、二八一、八二三・〇二三

負債

科目	金額
官公金預金	二三三、八五九・一八九
定期預金	[illegible]
當座預金	二、八四二、四五五・九九八
小口當座預金	九七四、九〇一・三〇〇
別段預金	二六四、一三九・三〇七
借用金	一八四、〇一一・九三〇
他店ヨリ借（七百五十七ヶ所）	六二三、九九七・四七〇
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
法定積立金	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
新築費積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
前期繰越金	三〇七、五二五・七八八
本支店間未達勘定	四五、八六一・五一〇
當期純益金	一二九、五〇三・〇〇〇
合計	一〇、二八一、八二三・〇二三

長崎縣長崎市築町百七[illegible]
株式會社十八銀行

漢城手形組合第五期業務報告

負債ノ部

科目	金額
一基本金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
一積立金	二一、〇〇〇・〇〇〇
一保證手形	三八三、〇五〇・〇〇〇
一前半期繰越金	三四八・九六〇
一當期純益金	四、九八三・九二〇
合計金	五五九、三八二・八八〇

資產ノ部

科目	金額
一定期預金	一六三、四一六・七五〇
一當座預金	三、九二一・二三五
一組合員	三八三、〇五〇・〇〇〇
一家屋	九六二・八八〇
一什器	六〇一・八一〇
一假拂金	三、六三一・五六五
一土地	二、二七二・九三〇
一現金	一、五二五・七一〇
合計	五五九、三八二・八八〇

利益處分ノ事
一當期純益金 四千九百八拾參圓九拾貳錢
一前期繰越金 參百四拾八圓九拾六錢
合計 五千參百參拾貳圓八拾八錢
内
金四千圓 積立金
金六百八拾五圓 役員及事務員賞與金
金六百四拾七圓八拾八錢 後期繰越金
右之通相違無之候也
隆熙貳年七月卅日
漢城手形組合
組合長 趙鎭泰
評議員 韓相龍
同 李鴻謨
同 崔恵永
理事 藤井定吉

(二)　(第三種郵便物認可)　明治四十一年七月卅一日　京城新報　第二十三號

官民の融和

統監政府は余りに韓人懷柔策に偏重して在留邦人を輕視したるの傾向あり、官民の意志常に疏通せざるは之が爲に非ざる乎、官憲側にありても少しく眼識あるものは居留民と提携し[illegible]意志[illegible]疏通を圖ることの必要を感じ[illegible]然れども統監の方針が懷柔策に[illegible]には勢ひ在留邦人を輕視する[illegible]なり、甚だしきに至りては[illegible]統治の爲には犧牲に供せられ[illegible]施治の成績良好ならざるは全く在留邦人の存在に重きを置かざりしが其原因の一ならずんばあらず、何れの邦國と雖も其對外經營に自國の在留民を輕視するものあらんや、在留邦人を度外視して官憲のみによりて經營せんとすれば失敗に歸するは當然なり、我統監政治が今日迄の遺口[illegible]傾なきに非ざる乎、[illegible]より生れ出でたり、[illegible]往の最初に於ては[illegible]るも、時日の經過と共に反[illegible]を呈し統監府は韓國を統監する[illegible]のみにても双肩に餘る在留邦人を顧る余地あらんやと放言したる官人あり、石塚參與官の如きも來任當時に於ては鶴原氏の如く、官民融和の必要を唆せられ其所懷を述べられたりき、然れども爾來何等の事もなく殆ど忘れられたるが如し、斯の如くなれば官民間の意志は益々疏隔し[illegible]するに至れるなり、余輩を[illegible]しむれば畢竟之れ統監の方針が[illegible]に急なりし爲なるべし、[illegible]大政は將さに茲に存するなり、[illegible]懷柔一點張りの非を悟られしと聞く、殊に曾禰副統監の主宰せらるゝ事なれば漸次此等の弊を一洗せらるべけれども現に角官民融和は韓國經營上刻下の急務なり、官民の融和に就ては官憲たるものに於て雅懷と謙讓なかるべからず、東洋の惡癖たる役人根性なるものを除かざる可らず、[illegible]民間の輿論を尊重するは勿論何事に就て[illegible]人の利害[illegible]關係することは豫め[illegible]する所あらざる可らず、[illegible]民長[illegible]合して之を強行するが如き[illegible]融和の道に非ずして益々官憲に對する[illegible]を增さしむるものなり、若し夫れ官民の融和を必要とする若が官憲にありとすれば、斯る不親切なる擧動はなすべからず、斯くては如何に同情を寄せんとするも能はざるなり、然るに一昨廿九日理事官[illegible]を發せり、其主意は金融の唱導する官民一致し韓國官民を基礎方面より指導すると云ふにあり、其主義に至りて何人と雖も贊同するに躊躇せざる所なり、然れども民長官選は官民間の意思疏通を謀り又一には居留民の不一致の弊因を除く云々とあるに至りては何人と雖も首肯する能はざる所なり、民長官撰が果して斯る効力ありや否は未定の問題なり、斯の如く獨斷的に抑壓するは非なり、斯る場合こそ民間の意見を聞かざる可らず、民間の輿論も斟酌せざる可らず、之ぞ官民意思の疏通なら、徒に默從せしむるは決して意思の疏通を謀る所以に非ざるなり、若し當局者にして眞個に意思の疏通を謀り、官民融和一致して韓國經營に從はんとならば、虛心平氣に在留邦人の輿論を參考とするの謙讓と之を容るゝの雅量なかる可らず、在留十有餘萬の邦人は帝國對外政策の一勢力なり、之を輕視するは決して策の得たるものにあらざるなり。

●對星樓茶話

△間島問題が日清の國際交涉案件として世界の注意を惹起しつゝあることは漢城政府などは寧ろ看過の狀態と可申候、加之ならず近時露領に移住せる韓人が歸化權を振廻はして北韓地方に橫暴の行爲を逞ふせんとするが如き、ウラジオストックに於ける韓人の凶暴の如き、新義州附近に於ける韓人の亂暴の如き、我儕は近時、韓の邊界一帶に於ける狀態が、我國力の發展に故障となり、妨害を爲しつゝあるものと想像仕候。

元來鴨綠江及豆滿江の兩沿岸地方は日露戰役前まで殆んど自由移民地帶にして該地方に對する行政などは全く秩序無く、威信無く、勝手に移住し、自由に往來し、甚しきは馬賊と自由移民の共和政治國とも可申有樣にて候、韓民の南ウスリ地方に移住せるもの約三十萬、間島地方に於ては約八萬、鴨綠江下流沿岸一帶に於ても約十萬と稱し候、何れも漢城政府は何等の報告も有せず何等取扱ふ事項無く、今尚は空然として此自由移民の處置に就ては方針を有せざるやに承はり候、隨分穩氣なる政府にて候。

シベリア地方に於ては韓人は歸化したるものと認め候由、韓政府は近頃に至りて歸化法などは別に制定無かりしを以て韓人の歸化を認めずなど申居候へども何分國境の自由移民に對して今後重大なる關係を胚胎し候に付き、其利害得失を討究して邊界の秩序を維持するの方法、並に國境拓殖に就ては手段を盡くされ度候。

▲國債償還方法　東京電報

國債整理委員會にて國庫債券四千萬圓は抽籤にて償還するに決定し其の期日を十月とし八月一日に告示せらるゝ筈

▲香港の暴風雨

廿八日香港に暴風雨あり家屋其の他損害少からず人畜の死傷も夥し(以上廿九日)

地方電報

▲墺國軍艦出航　碇泊中なりし墺國軍艦フランツジョセフ號只今長崎に向け出發す(廿九日釜山發)

▲大同江の出水　昨夜の強雨のため大同江二十一尺に增水す被害は未詳(三十日平壤發)

雜報

●平壤礦業所の失敗(官業の弊現はる)

平壤礦業所長林文太郎氏は先般發布の無煙炭販賣規程により特約販賣人を撰定せんとしたるが今その事情に就き或人の談話を聞くに由來韓清人の石炭取引は韓斤約二千斤(十三籠)を以て受渡となし其價格七圓建にて賣買し居りしも販賣規定によれば和斤千六百八十斤を以て一噸と定めたるが故に從來の取引に比すれば一噸に就き三百二十斤の差異あり之を價額に換算すれば一噸につき二圓一錢低減すべき筈なるに礦業所は原價五圓として之を小賣人に渡すべき内規を設けたれば小賣人は到底何等の利益をも見る能はざるに至りしより頃日規程に準據して特約販賣人を撰定せんと試み成規の如く五名以上の希望者をして見積書を提出せしめたるが何れも一噸三圓臺なりしを以て種々交涉の末礦業所自身先づ一噸の豫定額五圓を撤回し而して各見積人をして再入札を爲さしめたるに鄭永昌氏は最高價額を以て一個年間四萬噸原價一噸四圓十一錢を以て契約すべき入札をなし乃ちこれに決定したるより林氏は直に農商工部に稟請してその承認を得いよ〳〵契約成立せんとするの場合に臨み鄭氏より一個年間四萬噸は到底輸出し能はざるを以て二萬噸に減少し貰ひたしとの契約變更を申出で林氏之を拒絕したるに本月十八日に至り鄭氏は電報を以て上京中の林氏に契約は御免を蒙ると簡單なる破約の申込をなしたり林氏は鄭氏と契約せんが爲に過日來上京し數々打電して鄭氏の來京を促し居たるも結果前陳の如くなりしを以て林氏の立場として販賣規程初度の施行に當り豫定の價額五圓は入札者の爲に四圓台に減せられ漸く當局者の承認を得たる契約が又々根本より絕對に破約せられては所長たるの職責の上に影響する事とて種々苦心の結果今更別に好工夫のあるべき筈もなければ遂に入札當時の他の人々に鄭氏破約の事情を打明け何卒諸君の内にて鄭氏に代り引受呉れよと目下哀願中なりとの事也

●人蔘特別耕作地

度支部にては紅蔘專賣法に依り京畿道開城郡、長湍郡、豐德郡、黃海道金川郡、兎山郡、瑞興郡を人蔘特別耕作區域として指定したり

●財源調査局移轉

臨時財源調査局は一昨日度支部構内なる統計課たりし廳舍へ移轉せり

●法部移轉

法部移轉の事は既報せしが愈々明日土曜日より日曜日に亘りて光化門通りなる元度支部廳舍構内なる臨時財源調査局の跡に移轉する事となりたり而して現廳舍なる新築家屋は大審院控訴院地方裁判所區裁判所の四裁判所を開廳するに決せり

●府令實施の延期

統監府は民間の輿論に省みて民長官撰の府令實施を無期限に延期する由に傳へらる

●民團議員の請願

民長官撰問題に關しては居留民の反對議論日に盛んに或は筆に或は口に囂々として當局者の暴戾不當を鳴らさゞるはなきが果せる哉當地居留民團議員十七名は昨日連署を以て副統監に宛て之が府令の撤回を促がすべく左の如き請願書を呈出したり

請願書

謹て請願す今回統監府令第二十三號を以て居留民團法施行規則の一部を改正し民長は統監之を任免することに改められたるは下名等の等しく意外に感じたる所にして左に下名等の卑見を開陳して該府令の撤廢を希望致候

一、官撰民長は京城居留地二十餘年間の歷史を沒了するものなり

我京城居留地民團は一昨年七月居留民團法施行規則の發布に依り公法人の資格を附與せられたるものなりと雖も居留民自治行政の運用は今を距る二十三年前居留民の鼓[illegible]に萠芽を發し爾後二十餘年間相連續して自治制を布き協力一致公共事業に拮据經營し未だ嘗て何等の支障を見たることなく遂に民團今日の盛大を築きたるものにして其間終始一貫能く自治的能力を發揮したり然るに該府令は一朝にして民長公撰の權利を剝奪し民長官撰主義を執るに至りたるは實に我京城居留地二十餘年間の極めて尊重すべき歷史を沒了するものと斷案するも過言に非らざるべしと信ず

二、民長官撰は民團自治の本義に背馳するものなり

居留民團法施行規則の規定する所によれば民長の職權は之を内地の市町村制に比較して頗る廣汎なるものあり即ち民團の執行機關は市町村制に於ける合議制を排斥し單獨制を採用したるため參事會制度の委員制度等を設けず豫算其他議決事項の執行は一に繫りて民長の自由に任せり加之ならず議會の開閉議案の提出凡て民長の權限に屬するを以て民會は漸く民長撰擧權を以て民團自治は本能を發揮し得るに過ぎず然るに今若し民會より民長撰擧權を剝奪し代ゆるに官撰民長を以てするときは民會の權限は殆んど蹙縮し盡されたるものと云ふべく民團自治の本義に背馳するや又多言を要せざるべし

三、今回の改正は將來に紛擾の禍根を貽すものなり

己に民長の公撰を許す以上幾多少の競爭紛議を免れざるは自然の理なり然れども公撰民長は執務上勢ひ居留民の利害休戚を考慮すること多く又之れを撰出したる議會も自己の推撰したる民長をして完璧の治蹟を擧げしめんと欲するため相互の意志自然に疏通し兩者の關係圓滿なるを得るは理の然るべき所なるのみならず我京城居留地實蹟の證明する所なり然るに官撰民長に在りては之と趣きを異にし官憲の認めて適任なりとして任命するもの必ずしも民間より視て撰良たる能はず少數の鑑識する所必ずしも衆人の輿望に合せざるが故に稍もすれば兩者の意思阻隔し圓滿なる關係を保持する能はず從て一朝事あるときは兩者の軋轢紛擾釀致して民團の進步發達を阻害するに至るべし故に曰く官撰民長は居留地自治行政の將來に紛擾の禍根を貽すものなりと

以上は卑見の梗概に過ぎざるも下名等は右三項の趣旨により今回の改正に敬服する能はざるものなれば爰に統監府令第二十三號の撤廢を希望致候

右及請願候也

明治四十一年七月卅日

和田常市　中村再造
曾我勉　古城菅堂
中島司馬之助　森勝次
田中常次郎　濱野德次郎
三好和三郎　釘本藤次郎
鷹取虎次郎　貞島品吉
酒井政平　進辰馬
秋吉富太郎　山口太兵衛
增田三穗

統監代理
副統監子爵　曾禰荒助殿

●各銀行營業週報

銀行	貸付金	當座貸越金	割引手形	合計	金利(百圓ニ付日步) 最高	最低	普通	金銀在高	預金百に付貸出及割引
第一銀行京城支店	二四〇、六七三	五四、八二三	九八五、五三〇	一、五八一、〇三〇	〇、〇三五	〇、〇二六	〇、〇三二	一、三三三、二〇九	二八、〇八
第五十八銀行京城支店	四〇七、九〇五	二一三、八七五	五五四、五二〇	一、一七九、二九二	〇、〇四三	〇、〇三〇	〇、〇三八	四五、二六五	一六七、一九
第十八銀行京城支店	九八、三〇四	八三、三〇四	二〇〇、五九〇	三八二、一九九	〇、〇四〇	〇、〇二四	〇、〇三七	―	五三、七三
漢湖農工銀行	八二、五五〇	―	一〇一、八二〇	一八四、三七〇	〇、〇六〇	〇、〇三〇	〇、〇五〇	九、〇八八	一〇、八九
漢城銀行	九〇、七〇八	二、〇〇三	二四六、〇七六	三五七、六八七	〇、〇五〇	〇、〇三〇	〇、〇四〇	一七、四四四	一三〇、七三
大韓天一銀行	六五、七五四	五五、九二九	一六二、七一九	二八四、三七三	〇、〇五〇	〇、〇三〇	〇、〇四五	一一、二七〇	一七九、三三
韓一銀行	五四、六一五	九、三二七	二〇四、七三〇	二六八、三七二	〇、〇五〇	〇、〇三〇	〇、〇四三	二五、九二三	七八、九三

●仁川の大演說會

居留民長官撰問題に對する京仁五新聞社合同の政談大演說會は昨夜歌舞伎座に於て開會し非常の盛況なりしが尚彼五新聞社は近々仁川に於て同問題に就き大演說會を開催する筈なれば之れ又盛況を見るべし

●第二期民團稅

京城居留民團稅第二期納稅告知書は八月一日發布すべし月稅は八月十五日限り期稅は八月三十一日限り納付すべしとなり尚第一期未納額約七千圓あり此際至急納付すべしとなり

●信用組合創立會

仁川信用組合創立總會は既報の如く八月一日八坂樓に於て開會し創立に關する審議をなし終りて宴を開く筈なり

●渭原狀況

平安北道渭原は北方鴨綠江に沿ひ東方[illegible]に接し[illegible]楚山郡に[illegible]江に沿ひ西方は[illegible]に界し對岸は清國輯安縣にして山嶽重疊し道路險惡交通尤も不便なる一小郡なり曾て數十年前江界郡に屬し[illegible]なりたるは約三十年以前なりと云ふ爾來人氣不良にして農工業不振且つ郡内の住民中古來より住するものは少なくして他鄕より流浪の果て本郡に住するに至りたるものにして他郡の如く圓滿なることなく動ともすれば爭鬪を惹起するに至る彼の境界等に關する訴訟の他郡に比し多きを見て知るを得べし道路は楚山郡及江界郡に通ずるものとありて郡に通ずる道路は馱牛馬の通行至難なりと其次は郡内各部落に通ずるものあるも僅に通行し得るに過ぎず而して鴨綠江に至る里程は近きは一里半なるも土地平かならず道路狹隘にして是又僅かに步行に堪ゆるのみ又耕作物に關しては水田少なく稻を見ること稀にして山腹に畑を耕すもの多し作物は大豆、小豆、粟、黍等にして變類なし現今は粟大、小豆の手入及煙草の耕作に從事しつゝあり輸出產物としては小數の大小豆を安東縣に賣出のみ

●在仁清領事の招宴

仁川港駐剳清國領事は昨日午後六時半より日本知名の士を招待し宴を開けり

●仁川小學校の休暇

仁川居留民團立尋常高等小學校は例年の通り八月一日より暑中休暇をなすと云ふ

●馬場參事官の來京

[illegible]滿韓に出張を命ぜられたる日本法制局參事官は滿州の視察を終へ昨夜來京す當地には約一週間滯在の豫定なりと云ふ

●運輸部員の赴任

陸軍運輸部仁川支部の千葉少佐、寺田大尉は本日午前八時二十分出港の船便にて釜山に赴任せり

●大庭貫一氏出發

今回平壤居留民團長に推薦されたる大庭貫一氏は昨日當地出發赴任されたり

●橋本警視の來京

今回清州警察署長より元山警察署長に轉勤を命ぜられたる橋本警視は昨夜來京し昨日内部に出頭したるが近々釜山より海路赴任する筈なり

●漢城病院醫員の辭任

眼科主任醫なりし江原富雄氏は昨日辭職

●兩警部赴任

内部警務局より木浦警察署長に轉任を命ぜられたる市川警部及び同局詰より仁川警察署詰に轉勤を命ぜられたる二宮警部は共に本日出發赴任す

●廣松主事の出張

廣松内部主事は雜稅に關する調査のため金主事と共に水原大邱の兩地に出張を命ぜられ往復四日の豫定にて一昨夜出發せり

●臺灣學生の來韓

熊本縣立農學校生徒臺灣人張福忠、[illegible]、郭國任の三氏は農

公人私人

▲小川鉄次郎(東京石川島造船所技手)は一昨日入京佐野旅館に投宿せり
▲[illegible]仁中の所一昨日上[illegible]
▲向田幸藏(會社員)一昨日仁川より入京本町知久旅館
▲藤原銀次郎(三井物產會社重役)一昨日入京天眞樓
▲ホワイト(米國宣教師)一昨日開城へ向け出發

●近事片々

▲霖雨　尚止まず何時快晴を見るべきや計り知られず人間殆さに濕殺されんとす
▲總て　の者皆濕氣を帶び不快言ふべからず病者益々增加せんとす天何ぞ無情なる哉
▲今夏　の雨量は例年に比して幾倍多量なり地方の農作を害する甚だしと前途の農事如何
▲今後　の日照り[illegible]によりて[illegible]凶作を免れ得べしと雖も迚も豐年の見込は[illegible]し
▲拓殖　會社の創立準備は既に整ひ法律は來月發布さるべし委員の撰定も粗ぼ定まると
▲株金　拂込は無論十月なるべく夫と同時に直に經營に着手せらるべし先づ〳〵結構
▲宇佐　川將軍總裁となり副總裁は何人ぞ無論韓人ならん諸理事の面々如何なる人乎
▲宇佐　川總裁溫厚にして智謀あり必ずや拓殖會社の前途は多望ならんとの評判なり
▲宇佐　川氏の軍事的方面の智識は[illegible]られ居るも實業方面は如何にやと案ずる者有り
▲總裁　は部下を統一して活動せしむるの[illegible]威望備れば可也將軍は確に適任の一也
▲溫乎　なる容貌威嚴ある言語は能く部下を御するに寛嚴宜しきを得べきや知るべき耳
▲[illegible]　すべき部下に其人を得るにあり能く總裁を補佐する實利的方面の人を要す
▲多數　の移住民を入るゝことに伊公は[illegible]く氣遣はれ居るが是甚だ杞憂と云ふべき耳
▲韓人　勞働者は唯補助に使役するを要す始は日本農夫に依らざれば經營甚だ難事也
▲多數　の日本勞働者移住したりとて平和的施設をなすに何の憚る所あるべき氣遣勿れ
▲露領　に於ける三萬丸事件及び漁夫死刑問題は如何實は容易ならざる紛事ならずや
▲露領　邊部に居る軍人等には往々無鐵砲なる行動をなすもの珍しからず用心すべし
▲寺内　兼任外相は必ずや强硬の態度によりて是に折衝せらるべし快報の至るを俟つ
▲從來　露人の日本漁夫を扱ふや慘酷極まること多し時々不法監禁位は珍とせざる程也
▲土耳　古の政局は憲法發布によりて一段落を告げたる如きも各國の亂擾は是から也
▲新宰　相は親英主義の人なるも皇帝が親獨に傾けるを以て外交面活動は面白からむ
▲憲法　發布の當日は君斯丹丁堡全市半月旗を擧げて人民は歡呼の聲を放て喜べりと
▲然れ　ども列國の干涉は依然として抑壓し來るべし人民の歡呼[illegible]ならざれば幸なり
▲乃木　大將學習院生徒を率ひて片瀨に海水浴をなす嚴肅の中に慈愛[illegible]懷く
▲水浴　中暴雨暴風來る大將平然とし「雨ふらば降れ風ふかば吹けとも云へぬ天幕[illegible]」と

●俺の一葉(八)　みざり生

私が入學しました學校は神田一ッ橋邊の女子職業學校です、學校の規則として東京に叔兄か又は親戚のないものは何のやうな事情があるにしても寄宿舍に這入らなければならぬことになつて居りましたが私は幸ひ神田猿樂町に叔父がありましたから其所に寄寓することゝいたしまして其所から毎日學校に通つて居つたのです斯う申すと何うやら自慢話しのやうに聞ゆますが實際私は、職業學校に這入りましてからも小學校に居つた時と同じやうに毎時も學科の成績が良く先生方から始終お賞めのお言葉を頂戴して居りました、叔父も私を大層大事にして下さつて毎時夕方など御飯を頂きます時に「お前は學問が好きだから一生懸命勉強さへすれば今に豪い女になるよ何んでも當世は技術の世の中だから女だからといつて愚鹿には出來ない」なぞと申されました、ソレに叔母といふ人が又私を非常に可愛がつて下すつて日曜日とか祭日とかいふ時にはいつも〳〵上野やら淺草やら向島などへ連れて行つて與れましたが其の度毎にリボンとか笄とかいろ〳〵なものを買つて下さるのです、尤も叔父の家には子供がなかつたものですからソレで一層私を可愛がつて下すつたのでせう

話は少し繰りますが、其の頃叔父の家へチヨイ〳〵遊びに來る年の頃二十二三の色の黒い活潑らしい書生さんがありました、ある日丁度日曜日で私が机に向つて國元への手紙を認めて居りますと、叔母さんが其の書生さんを私の部屋に連れて參りまして、「雛子さん貴女に今迄お引き合せいたしませんでしたが此れは私の弟です、高等中學の四年級ですがヤッパリ貴女と同じ事學問が好きでいつも試驗の時は優等ですが、什麼か于此の先きともお心安く……」と申されましたから私は慇懃に挨拶をいたしますと其のお方もいたつて武骨に辭儀されました、ソレからといふものはチヨイ〳〵と其の弟御さんが遊びに參ります度に……斯う申しますと何だか斯う生意氣のやうに聞ゆますが私は分りもしない癖に小說のお話しとか又は理想とか信仰とかのお話しをいたしますが何だか斯う弟御さんの御意見と私の意見とが總てに就て一致して居るやうに思はれまして私は寧ろ其の弟御さんが遊びに參りますのを私かしながら實際嬉しく思つて居りました

其の內學期試驗も濟みまして暑中休暇になりましたから私は久し振りで故鄕に歸らうと思ひまして、ソレニ又國の兩親や親戚なども私の歸るのを待つて居るものですから其の旨を叔父や叔母にいたしますと叔母は……其のやうに急がずとお宜いでせう、實は雛子さんと大磯へ海水浴に行かうと思つて居るのですが……ソレでは斯うなさい、一ヶ月休暇ですから十日間丈け大磯で保養しまして後の二十日間でお國へ歸つていらつしやい、雛子さん貴郎も御賛成でせう……」と叔父さんと妻の顏を等分に眺めて居りましたが結局タッテといふ叔母の言葉を否み難く丁度八月二日の朝叔母さんと私とソレから其の弟御さんと三人で大磯に參つたのです(つゞく)

七月自二十日至二十二日 豪雨報告　(觀測所)

本月中旬以來全國を通じて靜穩且好晴の天氣打續き爲に氣溫も大に昂進し內陸地方に在ては一時最高氣溫の三十一度以上に上昇せる所も尠なからざりき然るに去十九日午前五時三十分に於ける本邦各地の觀測と日本支那樞要地の報告とを對照考查せしに北清に在ては黃河流域內に南清に在ては長江流域內に各一個の低氣壓を發現し其深度は共に七百四十八粍以下にして漸次東方に進行せんとするに似たり是を以て本所は十九日午前十時を以て本邦全海岸に對して天候不穩の警戒を與へたり然るに事實は豫想に反し兩低氣壓とも進行甚だ遲々として二十日朝に至るも氣壓の配置に大なる變化を見ず唯黃海沿岸に於て東風稍加はり且一般に降雨を交へ同日午後に至りては京仁間に大雨を下降せるのみなりき而して二十一日午前五時三十分に於ける韓國內の氣壓配置に徵するに黃海道西端の沖合には微弱なる一新低氣壓の副成せるを認知せりと雖も各地とも已に警戒中に在るを以て依然警戒を繼續しつゝ速に仁京附近を通過せんことを期待せり果して該副低氣壓は二十二日午後三時頃仁川の徵北に上陸するや俄に進行の速度を加へ中央部を東方に橫斷して急劇日本海に疾走せり此間仁川に於ては一秒間二十三米の最大風速度を觀測し最低氣壓は僅に七百五十一粍に過ぎざりしも該低氣壓の中心經路に於ては近年稀なる豪雨を降し爲に其附近の道路橋梁鐵道等の被害甚大なりしと云ふ左表は則ち本月十九日より二十三日に至る五日間各地に於ける雨量を示すものなり

地名	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	合計
京城	―	[illegible]	一四一	一一三	三	[illegible]
仁川	―	[illegible]	一五一	一三六	一	[illegible]
水原	―	五一	二〇六	八	―	二六五
春川	―	一六	一六五	六一	―	二四三
金化	―	二七	一三三	一六	―	一七六
平壤	二	三	[illegible]	―	―	[illegible]
忠州	―	―	一三三	六一	―	[illegible]
元山	―	三六	一三三	二七	七	[illegible]
鎭南浦	一四	四一	一六六	―	―	[illegible]
龍岩浦	三	四	八	二	―	[illegible]
城津	―	一〇	四	四	二	[illegible]
太田	―	三	六	―	―	九
大邱	―	―	―	―	―	―
釜山	―	―	―	―	―	―
木浦	―	―	―	―	―	―

既往十五年間仁川海關及本所に於て實測したる成蹟に依れば當地二十四時間の最多雨量は光武元年(明治三十年)七月二十二日の百七粍九を以て最とし開國五百二年(明治二十六年)八月四日の百六粍七光武七年明治三十六年五月二十九日の百五粍七、光武元年(明治三十年)八月三十一日の百五粍四等之に次げり然るに今回の大雨に於ては二十一日水原に於ては二百五粍六、春川に百六十五粍二仁川に百五十二粍五、京城に百四十一粍の最多雨量ありしのみならず仁川に於ては翌二十二日引續きて百二十五粍四、京城に於ても最多雨量の大雨を觀測せしが如き實に比年稀なる顯象と謂ふべし今試に降雨區域の廣狹と其雨量とを概算したるに大要左表の如し

雨量	降雨區域	雨量	降雨區域	雨量	降雨區域
三〇〇粍以上	一〇〇方里	二〇〇乃至二五〇粍	六六〇万里	一〇〇乃至一五〇粍	一二六〇方里
二五〇乃至三〇〇粍	三六〇方里	一五〇乃至二〇〇粍	八二〇方里		

●自然主義の標本　咲ひて摘まる蔦葛ドゥで女と生れし上からは遲かれ早かれ一度は世の殿子に册きて一生の苦樂を共にせずばならねどさりとてまだ親の許しを受けぬ未通の身は平素の行をたごそかに嗜みて立ち居振舞は申すに及ばず針仕事から家事の務一通り婦としての道を心得置くこそ窈に其の身の責務なれさるにても昨今の如く自然主義とやらの流行する世の中にありては却々に此の正しき心掛けの行はれざるぞ眞個忌々しくもうたてき極みとこそサテ爰は永樂町三丁目の左る氷屋に本年十九の春を迎ゐし花ならば盛りの色の眺めも床しきさる娘ありけるが此の娘性來至つて愛嬌者にて風に亂るゝ柳の如く誇はば艶かん婀娜な風情に近所の者は勿論通り掛りのニキビ連は大枚二錢五厘を奮發して態々此の店に這入り娘の姿にボンヤリと見惚れては不圖氣が附き一匙口に當てがう氷水のいつの間にやら溶け去りて代りを注文する待つ間も長かれど大分口の上を引き延ばす有象無象も數少なからねどドッコイ此娘には疾くの昔誠ちや本眞ちやから〳〵惚れ拔きて二世の堅めも三世の誓いもキチンと結びし左る男ありと知られたりサテ其の果報ものゝ天下の色男ともいふはツヒ娘の家の近所に寄寓するものにて別に此れと云つて定まりし職業とてはなくマヅ一見雜貨の行商人らしく思はるれど兎も角終日何の爲すこともなくブラリ〳〵と其の日を送り居るものなるが近頃は双方初戀の身の相互の情交いや増しに增せしと見ゐ女は家人の眼を忍び男は近所の者の手前を憚りて或は彼所の物影此所の空屋と人眼を忍ぶ身の綿々として盡きぬ互ひの胸の中を語り合ひ女が「私は什麼しても貴郎の妻だわ」と男の膝に取り縋がれば男も「私は親が何んと言はうがお前を思ひ切れない」と女の手を確と握り締めながら果ては男女相抱いて「何時晴れて夫婦になれるだらう……」とヨヽと許りに忍び泣きする深き兩人の關係をばッと二三日前娘の姉がソレと感付き近頃は始終眼を怠らず妹一人の外出を堅く禁じ居るとかさも尤もらしき投書のまゝを

●禪に錠とは振てる　京都の或る所に當原何某とか云ふ婦人科醫あり此醫師役者も跣足で逃げ出すと云ふ男前なるが爲め先生の匙加減が善いからでなく其男前に惚れ込んで一寸診察を受けたいなど云つて作り病氣で瀬踏みする連中も多いとかされば先生の門前は何時も市をなすの有樣なりとか然るに細君は極めて樂天家なれば先生平氣で專門の技術を以て女の診察をやるので一度引付いたら容易に離れないとのことなるが茲に又た先生に一人の妾あり先生が四方八方に技術を施すものから細君の權限を乘り越へて旦那は妾一人の所有物だと燒き立て見れど一寸も効能がないから一策を案出して禪の結び目に小い錠を卸し鍵は自分に保管し一々點檢することゝしたるも此位で辟易する先生にあらず巧みに其罪跡を晦まして居つたが蛇の道は蛇で妾は之を知り今度は如何しようかと三日三夜も寢ずに考へた末は毎朝檢印を捺して身体檢査をすることに改正したれば流石の先生も之れには閉口して目下偽印の彫刻中なりとは近頃振つた話なり

●軍人の遺失物　廿八日午前十一時頃鷺梁津月波亭流車路の橋邊に落たる物ありしが丁度通りかゝりたる筆洞廿八統十戶申春根なる者拾ふて南署に屆出でしに幷は三層革製の紙入にて中に陸軍步兵參尉金との名刺三片懷中用鏡一個ありたり

●淸人の訴　廿八日午後八時半南部五壯洞居留淸國人李不訥(四十)北部齋洞居留淸國人玉永盤(三十)中部洞口內居留淸國人賈建鎬(二十)の三名は此の者に二十圓四十錢の貸金あるも返濟の見込なきを以て一應の御戒言をと一人の韓人を引き立て西部警察署の受付に大聲を放ちて來りしが此の韓人は后洞五十三統五戶無職李永鎬(二十)なる者なるが西署にてはソレ等の事柄は民事上に屬するものなるに依り其の方へ行かるべしとのことにて一同引き下りたり

●阿片の祟り　一昨日午後十時南部署詰金巡査が非番にて銅峴管內詩谷洞を通行の際清人宅より異樣の臭氣の洩れ來るより金巡査は幾に思ひ或は阿片を吸飮しては居ないかとツカ〳〵と同家に入り見れば案の如く一名の韓人が清國人と共に吸飮しつゝありしかば直ちに引つ捕へ本署へ引致したり

●糞尿を溝に投込む　廿八日午後七時民團役所の常雇人夫李聖伯(三十)は夕を急いで肥を運搬中の處過ちて件の糞尿をブチまけしより近所近邊の者は其の臭に堪へず西署に引かれて嚴諭放還

●類似赤痢　京城旭町二丁目百三十九番戶清水虎二は二十九日類似赤痢に罹り齊坡病院に送らる

●新町便り　此頃來の雨にて新町遊廓も大分濕めつぽくなりて部屋〳〵の電燈の光さへ何だか淋ひしく思はれたが雨の爲め堰き止められて居た阿呆鳥も晴れ〳〵と空を眺めて鳴きつゝあつた矢先一昨日は久々振りの天氣にて暑くもなく凉しくもなき誂へ向きの天氣となつたれば今まで天を恨んだ阿呆共の喜びは何に譬へん方もなく夕飯の箸を措くが早いか新町目掛けて駈出したもの頗る多く來るは〳〵車もあれば徒歩もあつたが天は斯る阿呆には與せず十時頃より又々雨を降らしたにも拘らずアオク〳〵と鳴き連れて已が時に宿り込んだ阿呆鳥の數を調べて見ると九十五羽あつた此餌料が五百四十一圓六十九錢で之を內譯にすれば高島屋五羽三十九圓五十錢、山遊樓四羽二十四圓、月下樓三羽十九圓四十二錢、南山樓六羽四十一圓八十錢、第一支店七羽二十九圓六十錢、皆春樓十羽六十二圓二十三錢、清月樓十一羽六十七圓八十錢、京城樓十羽五十四圓二十一錢、松葉樓二羽十圓七十五錢、大桝屋十三羽七十六圓九錢、第一本店十五羽七十四圓三十四錢、弁門支店八羽四十二圓九十五錢であつたが此等阿呆鳥の中には軍人もあれば商人もあり請負師もあれば會社員もありて夏枯れ知らずの上景氣であつた(雀の數)

●天氣豫報(自三十日午後六時 至卅一日午後六時)
南又は西の風雨後曇
三十日午前六時各地氣象概況
全國を通じて一般に天氣不良にして京仁地方は南の風強し

老妓 茶羅次の身上話（三）

◎兒玉將軍と汽車の道中

…在樣。夫れから一週間ばかりも經つてからでしたらう。幸さんがフトやつて來ましたから、お前さんが歸てくと同時に、松の姿が見ゑ無くなつた事を話て居ると、何處に如何して居たものか、幸さんの側に、松が姿を現したぢやアありませんか。妾もギヨツとしましたよ。幸さんは青くなつて、ガタ〳〵と震ひ出しちまひましたよ、無理はありません、松は表面なしくかしこまつた儘、頭を下げて、目からは涙をボロリ〳〵とこぼして、其憐な姿ッたら今に忘られませんよ。能く〳〵因果を含めた後、今度は判然人間に生れて來いと、言ひきかせると、兩手を合して矢ッ張涙をこぼしてるのですよ。ケド如何することも出來ませんから、人足を呼んで其處から連れ出させちまいましたが、幸さんは我家へ歸ると直ぐ病みつき、五日目にトウ〳〵―松も其日に死んぢやつたのですが、此世にいふ見込まれたといふのでしよう、恐ろしいもんですワネ。妾が男なら思をかへてやつたものを―何人ッそんな奴が思つきの様を眺ねて、愈々元氣づたい彼女等に話頭を轉じ。遊興は貧乏の時分が面白ふ御座いますネ。成功なつた方は、身分をお考なすつたり何かなさるので、夫れでつまらないのですよ。妾も隨分、當節のお歷々の御贔屓になつて居りますが、皆樣が貧乏で入らッしやら無い爲か、以前の様に、出れはと感心する、味のある事にはトンと斷乘りません。去年の六月―確か三十日でしたらう。五千哩のお祝で、名古屋へ參りましたが、此時には島渡面白い事がムいましたですよ。宿の家の女將を頭にして、多勢で繰り出しましたが、新橋の停車場で、荷物列車に押し込まれたには閉口しました。何だ人を馬鹿にして居るよ、といふ所何だつて、我々人間樣を荷物と一所にして取り扱ふとは、不埒千萬だ、とか何とか銘々にこぼして居るうちに、ピーさいと笛が鳴つて、汽車は動き出しちやいました。ダが荷車に乘せられた不平はナカ〳〵下火にならず、妾は品川で下て仕舞うよ、入ッ面白くも無い、と宿の家の女將までがブツ〳〵ものでしたが、ツイ談話に氣を取られて、其下りるといつた品川は、トウの先通り越し、沼津まで來ちやつたのです、妾は當低殺機が出來ませんので、汽車が止まると、此處で荷車から飛び出しました――何室でも宜いから、知つた方の大勢乘つてる所へ、無理やりに割込まうッて氣ですネしますと、一等室に、死んだ兒玉（源太郎）將軍のいらつしやるのを見付けましたから喜んで扉を開けて其室へ這入り込むと、ツヨリ青樓のお歸りで、ヤレたちやらかでホツしやる。

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ケ月前金卅五錢▲三ケ月前金壹圓▲六ケ月前金貳圓▲郵税一ケ月金
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社
京城西署西小門通
電話六六三